平成３０年（フ）第９号
長崎県佐世保市大和町889番地１　ヤマトピア305号、前住所長崎県佐世保市東山町27番７号　東山アパート101
債務者　小佐々雄輝
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
長崎県佐世保市山手町508―１　親和銀行山手寮内、住民票上の住所長崎県佐世保市十郎新町14番１号　十郎住宅３番館302
債務者　山辺　浩一
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２４５号
愛知県田原市片西３丁目１番地　サンビレッジＤ棟205号室、住民票上の住所北海道苫小牧市字勇払17番地の13　コート・ドール苫小牧201
債務者　鈴木英里奈
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成３０年（フ）第１４５号
横浜市中区曙町３丁目32番地　大岩ビル303号室
債務者　末武　　弘
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６４号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート44棟202号
債務者　伊林　周介
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６５号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート44棟202号
債務者　伊林　幸子
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８２号
横浜市港南区笹下３丁目８番47号
債務者　畠山　光平
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４９５号
東京都町田市南大谷452番地
債務者　網倉　　望
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成30年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
長崎県佐世保市吉井町吉元368番地　吉井住宅93Ａ―101、前住所兵庫県姫路市苫編169番地
債務者　神田　真二
１　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成30年６月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２０４号
盛岡市東緑が丘９番２号、申立時の住所岩手県滝沢市野沢62番地660
破産者　菊池　幸子
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１号
茨城県筑西市女方267番地14、開始決定時の住所茨城県筑西市女方61番地86
破産者　遠藤　　茂
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１２号
茨城県筑西市女方267番地14、開始決定時の住所茨城県筑西市女方61番地86
破産者　遠藤　明子
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１４１号
神奈川県三浦郡葉山町長柄887番地の１　藤和ガーデンハウス葉山501号
破産者　岩田　幸男
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１２４号
福井県鯖江市西袋町第７号６番地
破産者　田中　諭子
１　決定年月日　平成30年２月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
北海道紋別市大山町３丁目１番地の28
破産者　千葉　韓二
１　決定年月日　平成30年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１７７号
長崎県長崎市白鳥町２―22―406号、住民票上の住所長崎県長崎市青山町300番地
破産者　岸下　　巖
１　決定年月日　平成30年２月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係